

判決要旨

1 事件番号及び事件名
平成30年(ワ)第1558号 国家賠償請求事件

2 判決言渡日等

令和5年3月6日(月)午後4時

3 担当部及び担当裁判官

仙台地方裁判所第3民事部

裁判長裁判官・高橋彩、裁判官・草野克也、裁判官・渡邊聖人

4 当事者

原告 原告1、原告2

被告 国

5 主文

(1) 被告は、原告1に対し、1650万円及びこれに対する平成31年

1月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 被告は、原告2に対し、1650万円及びこれに対する平成31年

1月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(3) 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

(4) 訴訟費用は、これを2分し、その1を原告らの、その余を被告の負担とする。

(5) この判決は、第1項及び第2項に限り、本判決が被告に送達された日から14日経過したときは、仮に執行することができます。ただし、被告が原告らににつき各1480万円を供するときは、それぞれ第1項及び第2項に係る仮執行を免れることができる。

6 事案の概要

本件は、平成8年法律第105号による改正前の優生保護法(昭和23年法律第156号。旧優生保護法)に基づく優生手術の対象となつた

原告らが、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償金各3300万円及びこれに対する優生手術の日から支払済みまでの遅延損害金の支払を求める事案である。

7 爭点

(1) 国家賠償法上の違法性

- ア 違法事由①一優生手術の実施に係る作為義務違反(争点(1))
- イ 違法事由②一平成8年改正前までの一連一体の違法行為(争点(2))
- ウ 違法事由③一旧優生保護法の制定から現在までの一連一体の違法行為(争点(3))

エ 違法事由④一平成8年改正後から現在までの被害回復・軽減措置を執るべき作為義務違反(争点(4))

オ 違法事由⑤一補償・賠償立法の立法不作為(争点(5))

(2) 原告らの損害(争点(6))

- ア 損害賠償請求権の消滅(違法事由①及び違法事由②)
- イ 民法724条後段の期間の経過(争点(7))

8 理由の要旨

(1) 争点(1)(違法事由①)について

- ア 原告らが受けた優生手術(本件優生手術)の根拠である旧優生保護法4条から11条までの各規定(本件規定)は、精神病等の特定の疾患を有する者に対し、本人の同意を要件とせず、医師の申請及び都道府県優生保護審査会の審査のみで、生殖を不能にさせる手術を実施することができる旨定めていた。

本件規定は、幸福追求に対する権利の一内容を構成する権利として憲法13条により保障されている、子をもうけるか否かについて意思決定をする自由及びその意に反して身体への侵襲を受けない自

由を侵害するものといえる。そして、その立法目的は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するというもの（旧優生保護法1条）であるところ、これは特定の障害ないし疾患を有する者をそのことを理由に一律に「不良」な子孫の出生をもたらす存在であるとした上、「優生上の見地」からその「子孫の出生を防止する」というものであって、個人の尊重という日本国憲法の基本理念に照らし不合理であることは明らかである。また、その手段も、強制的に、高度の身体的な侵襲を伴い、不可逆的に生殖を不能とさせるものであるから、手段の合理性を欠くことも明らかである。よって、本件規定は、憲法13条に違反する。

憲法14条1項は、国民に対して法の下の平等を保障したものであり、事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものでない限り、差別的な取扱いをすることを禁止する趣旨と解される。本件規定は、精神病等の特定の疾患を有する者について法的な差別的取扱いをするものであり、そのような取扱いの正当化する合理的な根拠はおよそ見出しづらい。よって、本件規定は、憲法14条1項に違反する。

憲法24条2項は、家族に関する事項についての具体的な制度の構築に当たっては、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚すべきであるとする要請、指針を示すことによって、国会の合理的な立法裁量の限界を画したものと解される。本件規定は、子をもうけるか否かについての意思決定をする自由を侵害していたものであって、個人の尊厳に立脚したものとのことはできない。よって、本件規定は、国会の合理的な立法裁量の限界を逸脱したものであり、憲法24条2項に違反する。

本件規定が違憲であり、優生手術の対象者の憲法上保障されてい

る権利を違法に侵害することが明白であることを踏まえると、旧優生保護法に係る行政事務を分担管理していた厚生大臣としては、本件優生手術が実施されないように、本件優生手術の実施までに、旧優生保護法の改正案の提出や都道府県優生保護審査会の監督等の事務に関する都道府県知事に対する指導監督の各権限を行使すべき注意義務があつたといふべきである。にもかかわらず、厚生大臣が本件優生手術の実施までにそのような権限を行使した事実はないと認められるから、厚生大臣は同注意義務に違反し、その権限不行使は、本件優生手術の対象となつた原告らに対する関係においても、国家賠償法1条1項の適用上違法であるということができる。

そして、本件規定が優生手術の対象者の憲法上保障されている権利を侵害し、違憲であることは、その規定内容から明らかであるから、厚生大臣に故意又は過失があつたことも認められる。よって、被告は、国家賠償法1条1項に基づき、本件優生手術の実施によって原告らに生じた損害を賠償する責任を負うものというべきである。

(2) 爭点(7)及び争点(8)（損害賠償請求権の消滅）について
ア 厚生大臣の注意義務違反により、直接的な加害行為である本件優生手術が実施され、生殖を不能にさせられるという具体的な損害が発生したことからすれば、除斥期間の起算点は、本件優生手術の時である。そうすると、本件訴訟は、本件損害賠償請求権の除斥期間の経過後に提起されたものである。

イ 時効停止の規定（民法158条ないし160条）が設けられた趣旨は、時効完成直前に権利行使を不能又は著しく困難とする事由がある場合に、その事由の消滅後一定期間が経過するまで、時効の完成を猶予するという点にある。これによれば、被害者の不法行為に基づく損害賠償請求権の権利行使を客観的に不能又は著しく困難と

する事由があり、その事由が、加害者の当該不法行為なしこれに密接に関連する行為に起因するなど、被害者が一切の権利行使をすることが許されず、加害者が 20 年の経過によつて損害賠償義務を免れるということが、著しく正義・公平の理念に反する場合には、被害者を保護する必要があるというべきであるから、除斥期間の効果の発生を制限することが条理にかう。

そうすると、上記のような場合に、被害者が、権利行使を客観的に不能又は著しく困難とする事由が解消した時から 6 か月内に権利行使をしたなどの手段の事情があるときは、上記時効停止の規定の法意に照らし、除斥期間の効果が発生しないものと解される。

ウ 認定事実

(7) 旧優生保護法は、昭和 24 年法律第 216 号により、優生手術の対象を拡大し、4 条に基づく優生手術につき医師による申請を義務付けるなどの改正がされた（第一次改正）。さらに、昭和 27 年法律第 141 号により、審査を要件とする優生手術の対象を非遺伝性精神疾患者に拡大する（12 条に基づく優生手術）などの改正がされた（第二次改正）。これらの改正の過程等で、国会において、優生思想の普及及び旧優生保護法に基づく優生手術の拡大を図る決議や答弁がされた。

(8) 厚生省は、各都道府県に対し、昭和 24 年及び昭和 28 年に、審査を要件とする優生手術につき、本人の意思に反して手術を行うことができ、身体の拘束、麻酔薬の使用又は欺罔等の手段を用いることが許容される場合がある旨の通知をし、昭和 29 年頃から昭和 37 年頃にかけて、優生手術の実施件数の増加や優生手術の速やかな実施を促すなどした。このような被告の方針を受けて、例えば、宮城県、北海道、京都府、兵庫県等の多くの地方自治体

において、優生手術の実施件数を増やすなど優生手術の実施が推進された。

旧優生保護法 4 条に基づく優生手術は、昭和 24 年から平成元年までの間に 1 万 4609 件実施され、同法 12 条に基づく優生手術は、昭和 27 年から平成 4 年までの間に 1 909 件実施され、これらとの合計は 1 万 6518 件であり、昭和 52 年までに上記各条に基づき優生手術を受けた者の人数は合計 1 万 6170 人である。

(9) 文部省ないし文部大臣は、昭和 31 年頃から、学習指導要領に基づく優生手術に関する項目を盛り込み、指導要領解説に旧優生保護法に基づく優生手術に関する項目を盛り込んだ。昭和 44 年頃から昭和 58 年頃までの多数の検定教科用図書や指導資料等は、例えぼ、「国民優生思想の普及により、人びとがすんじで国民優生政策に協力し、劣悪な遺伝病を防ぐことがのぞましい。」、「国民優生の立場からは、消極的に悪性遺伝病を少なくするだけでなく、優れた遺伝質の増加をはかるために、優秀なものの子孫を増加させなければならない。」、「国民優生思想の普及をはかることによって、国民がすんじで遺伝病を防ぐために協力することがたいせつである。」など、優生思想を肯定する記載が認められる。

(10) 旧優生保護法下の障害者支援団体の中には、優生手術を推進する立場を明らかにする団体も存在した。
(オ) 平成 7 年以降、DPI (障害者インターナショナル) 女性障害者ネットワークの同年 2 月 18 日付け厚生大臣宛て要望書、日本障害者協議会の平成 8 年 6 月 3 日付け国会議員宛て要望書において、旧優生保護法の撤廃なしに改正が要望され、そのような中で、同月 18 日には平成 8 年改正に至った。もっとも、同改正法には

旧優生保護法に基づく優生手術の違憲・違法性についての言及はなかった。その後も、被告は、国連の国際人権規約委員会等が優生保護法の被害者に対する補償に関する勧告をしたことに関し、平成18年12月及び平成28年3月に、旧優生保護法に基づき適法に行われた優生手術について補償することは考えていないと見解を示すなど、旧優生保護法に基づく優生手術は適法であるとする立場をとった。

(カ) 平成9年8月26日以降、他国の強制不妊手術の問題が報道され、これをきっかけに「強制不妊手術に対する謝罪を求める会」が結成され、同会は、同年9月に厚生省に謝罪と補償を求める要望書を提出し、同年11月に強制不妊手術被害者ホットラインを開設したところ、7件の電話があった。仙台第一次訴訟（当庁平成30年（ワ）第76号）に併合された事件（当庁平成30年（ワ）第581号）の原告は、同会と共に、実名で謝罪や補償を求める活動をしたところ、本人のみならず実家や親戚までが嫌がらせを受け、匿名での活動をする余儀なくされた。

(キ) 平成30年1月30日、旧優生保護法に基づく優生手術についての初の国家賠償請求訴訟である仙台第一次訴訟が提起され、広く報道された。さらに、同年5月17日に東京地方裁判所及び大阪地方裁判所において、同年9月28日に神戸地方裁判所及び大阪地方裁判所において、優生手術の対象者数名による国家賠償請求訴訟が提起された。

(ク) 厚生労働省は、仙台第一次訴訟の提起を契機として、平成30年3月28日、各都道府県、保健所設置市及び特別区に対し、旧優生保護法に基づく優生手術の関係資料の保全を依頼し、同年4月25日、医療機関等に同資料の保全を依頼するとともに、都道

府県、保健所設置市及び特別区の同資料等の保管状況に関する調査を開始し、同年9月6日、その結果を公表した。また、厚生労働省は、同年7月13日、医療機関、福祉機関及び保健所設置市以外の市町村における、個人を特定できる優生手術の記録の保管状況についての調査を開始し、同年10月31日、これらの調査結果を公表した。

- (ケ) 原告らは、平成30年1月末頃ないし同年6月頃に優生手術についての国家賠償請求訴訟に接し、関係者に被害を打ち明け、弁護士との法律相談を経て、同年12月17日、本件訴訟を提起した。原告らは、優生手術の被害を対外的に説明する際には仮名を用いている。
- エ 原告らは、本件優生手術の前後を通じ、医師、看護師及び施設関係者等から、手術の内容、実施の主体及び根拠等についての情報を一切知られず、このような権利行使の前提となる事実関係を知る機会がなかった。また、原告らは、教訓的、強制的な手段で本件優生手術を受けさせられた。このような事実経過に加え、旧優生保護法が同法4条に基づく優生手術について対象者の同意を要しないこととを規定するにとどまらず、厚生省が、昭和24年及び昭和28年に、都道府県に、本人の意思に反した優生手術を是認し、身体の拘束、麻酔薬の使用又は欺罔等の手段を用いることを許容する旨通知し、優生手術の実施件数の増加を促していることに照らせば、本件優生手術は、対象者である原告らが、手術の内容、実施の主体及び根拠等を認識することが困難な仕組みの下で実施されたものであり、このような仕組みは、被告が優生手術の実施を推進する中で構築されたものであることができる。
- 丙 優生保護法の立法を是とするよう、障害者一般に対する差別・

偏見は、同法の制定の前から既に社会に存在していたものであるが、国会が同法を制定したことは、社会に存在した障害者一般に対する差別・偏見に質的に異なる正当性を付与するものである。さらに、同法制定後も、長期間、優生思想の普及及び優生手術の拡大を目的とした各種の政策を継続したことによって、優生手術の対象者を含む障害者一般に対する差別・偏見を正当化・固定化し、これを強化する結果をもたらしたものと認められる。

そして、このような差別・偏見は、原告らにも内面化され、本件優生手術の違法性を認識し、権利行使をすることに思い至ることを著しく困難にしたものである。また、障害者を援助するはづの障害者支援団体の中にも優生手術を推進する立場を明らかにする団体があつたことなどからすれば、原告らの親族や関係者（施設職員、ケースワーカー、支援団体職員等）においても、本件優生手術の違法性を認識し、権利行使をすることに思い至ることが著しく困難であったといえ、このことも相まって、原告らにおいて、権利行使の前提となる本件優生手術の違法性に関する情報や権利行使をするための相談機会へのアクセスが著しく困難な状況があつたと認めることができる。

さらに、他の被害者の権利行使の状況に照らせば、原告らにおいて、権利行使の前提となる情報や訴訟提起のための相談機会へのアクセスが現実的に著しく困難であったのは、原告らを含む優生手術の対象者が当時置かれていた客観的な状況によるものであった。平成8年改正により優生手術に関する条項が削除されたが、同改正において旧優生保護法の違憲性についての言及はなく、被告は旧優生保護法に基づく優生手術は適法であるという立場をとり続けたこと、長期間にわたる優生思想の普及等を目的とした各種の政策

により正当化・固定化され、強化された差別・偏見は容易に払しょくされるものではないこと、時間の経過に伴って、優生手術の実施に関する資料が散逸し、容易にアクセスできない状況になつたことがうかがわれるこのほか、平成8年改正後の優生手術についての損害賠償請求権の権利行使の状況などからすれば、平成8年改正後も、原告において、権利行使の前提となる情報や権利行使をするための相談機会へのアクセスが著しく困難な状況には変わりがなかつたものというべきである。

オ 原告らが、権利行使の前提となる情報や権利行使のための相談機会へのアクセスが著しく困難な状況に置かれていたのは、被告において、対象者が手術の内容、実施の主体及び根拠等を認識することが困難な仕組みを構築し、このようない仕組みの下で本件優生手術を実施したことのほか、旧優生保護法に基づく優生思想の普及等を目的とした各種の政策を継続したことによるものである。そうすると、原告による権利行使を客観的に不能又は著しく困難とする事由は、被告の違法行為及びこれに密接に関連する行為に起因するものであるといえる。

そして、本来、憲法に基づき、すべての国民を個人として尊重し、その権利を擁護すべき国務大臣において、旧優生保護法が違憲であることが明白であるにもかかわらず、高度の身体的な侵襲を伴う本件優生手術を漫然と実施させるに至り、それによつて原告らの憲法上保障されている権利を侵害したことを踏まえると、原告らが一切の権利行使をすることが許されず、被告が20年の経過によって損害賠償義務を免れるということは、著しく正義・公平の理念に反する。

カ 優生手術について損害賠償請求権の権利行使をすることは、自ら

が旧優生保護法に規定された特定の障害又は疾患を有することに加え、意思に反した不妊手術を受けて生殖を不能にさせられたという個人のプライバシーの中核に属する事柄について、第三者である弁護士に告知し、更に公開の法廷で公表することを伴い、報道の対象にもなり、訴訟提起をした被害者自身のほか、広く親族や関係者にもその影響が及ぶことが想定される。前記のとおり障害者一般に対する差別・偏見が積み重ねられてきた状況下では、権利行使のためには弁護士に優生手術を受けたことを相談することも容易ではないはずであり、権利行使をすることに思い至ったからといって、直ちに権利行使をするための相談機会へのアクセスが著しく困難な状況が解消されるものではない。

原告らは、平成30年1月末頃ないし6月頃に、仙台第一次訴訟や同種訴訟の提起の報道に接し、権利行使の前提となる本件優生手術の違法性に関する情報を知り、本件損害賠償請求権の権利行使をすることに思い至つたものと認められる。ところが、平成30年1月末頃の時点では、被告においても優生手術の関係資料の保管状況を把握していない状況であり、同年6月頃の時点でも、未だ個人を特定できる優生手術の記録の保管状況の調査に着手したばかりであった。

このような状況下で、原告らが上記各時点で有していた権利行使の主たる根拠は50年以上前の未成年時の記憶であったことがわられる一方、被告は平成8年改正後も旧優生保護法に基づく優生手術が違法であるとの立場を示していたことに加え、原告らが、他の障害者と同様に、障害者に対する差別・偏見にさらされてきたことを踏まえると、原告らが、権利行使をすることに思い至つた後、速やかに弁護士に相談することは困難であったといえるから、権利

行使のための相談機会へのアクセスが現実的に著しく困難な状況は直ちに解消しなかったものというべきである。
原告らの置かれた以上のような状況に照らせば、平成30年1月末頃ないし同年6月頃に権利行使の前提となる情報を知った原告らについては、権利行使を客観的に不能又は著しく困難とする事由は、原告らが関係者の支援を経て、法律相談を実現した時まで解消しなかったといえる。そうすると、原告らは、権利行使を客観的に不能又は著しく困難とする事由が解消した時から6か月内に権利行使をしたということができ、前記特段の事情があるものと認められる。
以上によれば、民法724条後段の規定にかかるわらず、原告らの損害賠償請求権が消滅したということはできない。

(3) 原告らの損害

原告らは、厚生大臣の違法行為の結果、「不良」な子孫をもつことを防止するという優生手術の対象とされ、意思に反する高度の身体的な侵襲を伴う不妊手術により、生殖を不能にさせられ、著しい精神的苦痛を受けたものである。そして、原告らが、子をもうけるか否かについて現実的に考える機会の乏しい若年のうちに、自らが受けたる手術の内容や法的根拠の説明もないまま、欺罔的、強制的な手段により不妊手術を受けさせられ、その後の人生を生きることを強いられたこと、
本件優生手術は国の政策として実施され、これにより、原告らの憲法上保障されている権利を侵害されたこと、原告らが、上記の違法行為及びこれに密接に関連する国の行為に起因して、権利行使が客觀的に不能又は著しく困難な状況に置かれ、長期間何らの救済を受けることができなかつたことを含む本件において認められる一切の事情を考慮すれば、原告らの精神的損害は多大なものであり、原告らの慰謝料はそれぞれ1500万円をもって相当といふべきであり、違法行為と相

当因果関係のある弁護士費用はそれぞれ150万円と認める。
不法行為に基づく損害賠償請求権の起算日は、通常、
損害の発生時あるものと解されるが、本件事案の特殊性にからみ、
損害の公平な分担の観点から、遅延損害金の起算点については、訴状
送達日の翌日である平成31年1月8日とするのが相当である。

以上

